

短期入所運営規定
(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路文化福祉会（以下「事業者」という。）が開設する、特別養護老人ホームペーパームーン（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 サービスの実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 県及び市町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、運営を行う。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者（以下「職員」という。）に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(一体的運営)

第3条 サービス提供は、同一事業所における指定介護老人福祉施設と一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 名 称

特別養護老人ホームペーパームーン

(2) 所在地

兵庫県明石市二見町西二見 1 6 0 1 - 1

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は10名とする。

- 2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、サービスを提供できるものとする。

(通常送迎の実施地域)

第6条 通常送迎の実施地域は、明石市、稲美町、播磨町とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定されるサービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

サービスの利用申し込みに係る調整、短期入所生活介護サービス計画書又は、介護予防短期入所生活介護サービス計画書(以下「短期入所生活介護サービス計画書等という。')の作成、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供を行う。

(3) 介護職員 4名以上(兼務)

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(4) 看護職員 1名以上(兼務)

健康管理や療養上の世話を主に行いますが、日常生活上の介護・介助も行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上 (看護職員兼務)

利用者が心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(6) 栄養士 1名(兼務)

栄養学に基づいた食事計画の作成、療養食の管理を行う。

(7) 調理員 相当数

献立に基づき調理を行う。

(8) 医師 1名(嘱託)

健康管理及び療養上の指導を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(重要事項の説明等)

第8条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を発行して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(利用料等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の利用料の他、次の費用の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居住に要する費用

(3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用

(4) 送迎に要する費用

通常の実施地域を超えて送迎を行った場合

(5) 理美容代

(6) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

4 上記利用料に関しての具体的な額は、別に「利用料金表」を提示する。

(サービスの提供方法、内容)

第10条 サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎としサービスの提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

(2) 居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これら

を踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した指定短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。

(3) 職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明するものとする。

(4) 事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむ負えない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介 護)

第11条 事業所は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行う。

2 事業所は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭するとともに、その心身の状況に応じ、排泄の自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に交換する。

3 事業所は、利用者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

4 事業所は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行う。

5 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

6 事業所は、利用者に対し、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(機能訓練)

第12条 事業所は、利用者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその低下を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第13条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じる。

(食 事)

第14条 食事は、利用者の体質、嗜好と栄養価等を考慮して調理し、提供する。

2 病人等に対する特別食は、医師の指示に従い調理するものとする。

（相談及び援助）

第15条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（緊急時の対応）

第16条 職員はサービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

（勤務体制の確保等）

第17条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておく。

2 事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 事業所は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保する。

（非常災害対策）

第18条 事業者は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、年2回定期的に、これらを職員に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めなければならない。

（衛生管理等）

第19条 事業所は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 事業者は事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

（掲 示）

第20条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力

医療機関等、利用料その他の重要事項を掲示する。

（個人情報保護）

第21条 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（秘密保持等）

第22条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨の誓約書を整備する。

（苦情処理）

第23条 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出書等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

（地域との連携）

第24条 事業所の運営に当たっては、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行之、地域との交流に努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第25条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して行った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（記録の整備）

第26条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 利用決定調書、利用者負担金徴収簿
 - (2) サービス計画書
 - (3) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (6) 苦情の内容等に関する記録
 - (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(身体拘束)

第27条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 3 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

(虐待防止に関する事項)

第28条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための委員会の定期的な開催及び、その結果の職員への周知徹底
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 職員に対する虐待防止のための研修の定期的な実施
- 2 事業者は、前項の措置を適切に実施するために担当者を置き、事業者が運営する他の事業所と一体的に措置を行う。
- 3 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第29条 本事業所に短期入所するに当たっての留意いただく事項は次のとおりとする。

- （1）利用者は、被保険者証を持参すること。
- （2）利用者は、医師の指示又は使用許可外の薬物使用を希望する時は、必ず医師又は看護職員に相談すること。
- （3）利用者は事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- （4）利用者は事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- （5）利用者が外出するときは、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出ること。
- （6）居室、設備、備品等は正しい用法で利用し、これに反した利用により破損が生じた場合は、弁償すること。
- （7）喫煙は決められた場所以外で行わないこと。
- （8）騒音等他の利用者の迷惑になる行為は遠慮すること。
- （9）利用者の所持金その他貴重品については、原則持ち込み禁止。

（ハラスメント防止等）

第30条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

（その他運営についての重要事項）

第31条 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と管理者との協議に基づき定めるものとする。

（規程の改廃）

第32条 本規程の改廃については、理事会において審議し決定のうえ明石市に届け出る。

（附 則）

この規定は、平成12年11月1日から施行する。

平成15年5月27日一部改定

令和元7月1日一部改定

令和3年4月1日一部改定

令和4年3月17日全部改定

令和6年10月28日一部改定